

## 〇つくば市景観条例

平成19年6月26日

条例第31号

改正 平成21年3月24日条例第12号

平成24年7月5日条例第30号

令和3年7月1日条例第37号

### (目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、本市における良好な景観の形成を促進するため、景観計画（法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の策定その他の施策を講ずることにより、潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 良好な景観は、美しく風格のある郷土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、市民共通の資産として、現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、地域の魅力を増進させ、地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、市、市民及び事業者

により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、市域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定)

第7条 市長は、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第16条に規定するつぐば市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、景観計画に、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土

地の区域（以下「景観形成重点地区」という。）について定めることができる。

- 2 景観形成重点地区については、景観計画に当該景観形成重点地区の区域、当該景観形成重点地区における良好な景観の形成に関する方針及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めるものとする。

（住民等による提案）

第9条 法第11条第1項の規定により、法第8条第1項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であって0.5ヘクタール以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、1人で、又は数人が共同して、市長に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

- 2 法第11条第2項の規定により、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、市長に対し、景観計画の策定又は変更を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

- 3 前2項の規定による提案は、法第11条第3項の規定に定めるところにより行うものとする。

（平21条例12・一部改正）

（届出を要しない行為）

第10条 法第16条第7項第11号の規定により、同条第1項から第6項までの規定を適用しないこととなる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、別表第1に定める行為
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為のうち、別表第2に定める行為

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為のうち、開発区域の面積が10,000平方メートル以内の行為

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の規定により条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のすべての行為とする。

(事前相談)

第12条 法第16条第1項に規定する届出をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が法第8条第3項の規定に基づき景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて市長に相談することができる。

(景観重要建造物の指定)

第13条 市長は、法第19条に規定する景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、第16条に規定するつくば市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、景観重要建造物の名称、所在地その他規則で定める事項を告示するとともに、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、景観重要建造物の管理について、助言又は援助を行うことができる。

(景観重要樹木の指定)

第14条 市長は、法第28条に規定する景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、第16条に規定するつくば市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、景観重要樹木の樹種、所在地その他規則で定める事項を告示するとともに、規則で定めるところにより、標識を設置するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、景観重要樹木の管理について、助言又は援助を行うことができる。

(普及啓発)

第15条 市長は、市民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、広報活動、情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(景観審議会)

第16条 この条例の規定により定められた事項並びに市長が諮問する良好な景観の形成に関する重要事項及び屋外広告物（つくば市屋外広告物条例（平成24年つくば市条例第30号）第2条第1号に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、つくば市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、良好な景観の形成に関する事項及び屋外広告物に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(平24条例30・一部改正)

(組織等)

第17条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第7条（第2項を除く。）から第15条までの規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第10条関係）

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域をいう。）において行う行為のうち、次に掲げる行為のいずれにも該当しない行為</p> <p>(1) 建築物の新築で、当該建築物の高さが20メートルを超え、又は当該建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 建築物の増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）で、当該建築物の増築等後の高さが20メートルを超え、又は増築等後の当該建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）で、当該建築物の高さが20メートルを超え、又は当該建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもののうち、当該建築物の修繕等に係る面の見付面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条に規定する見付面積をいう。以下同じ。）に対する当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積の割合が2分の1を超えるもの</p> <p>2 市街化調整区域（都市計画法第7条に規定する市街化調整区域をいう。）において行う行為のうち、次に掲げる行為のいずれにも該当しない行為</p> <p>(1) 建築物の新築で、当該建築物の高さが10メートルを超え、又は当該建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- (2) 建築物の増築等で、当該建築物の増築等後の高さが10メートルを超え、又は増築等後の当該建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (3) 建築物の修繕等で、当該建築物の高さが10メートルを超え、又は当該建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもののうち、当該建築物の修繕等に係る面の見付面積に対する当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積の割合が2分の1を超えるもの

別表第2（第10条関係）

次に掲げる行為のいずれにも該当しない行為

- (1) 工作物（建築基準法施行令第138条第1項及び第2項に規定する工作物に限る。以下同じ。）の新設で、当該工作物の高さが15メートル（よう壁にあっては5メートル）を超えるもの
- (2) 工作物の増築等で、当該工作物の増築等後の高さが15メートル（よう壁にあっては5メートル）を超えるもの
- (3) 工作物の修繕等で、当該工作物の高さが15メートル（よう壁にあっては5メートル）を超えるもののうち、当該工作物の修繕等に係る面の見付面積に対する当該工作物の修繕等に係る部分の見付面積の割合が2分の1を超えるもの